

令和2年(ネ)第1349号 マイナンバー（個人番号）利用差止等請求控訴事件

控訴人 関口 博ほか26名


被控訴人 国

第4 準備書面


令和4年11月2日

東京高等裁判所第11民事部 御中

被控訴人指定代理人

安 實 涼 子 

柴 田 唯 人 


木 村 公 一 

大 江 裕 貴 

林 良 樹 










新 垣 南 

澤 美 帆 

大 山 伊 知 郎 

定 光 貴 史 

新 城 真 彦 

後藤	田	悠	人	
鹿	目		優	
清	水	理	佳子	
脇	園	淳	生	
臼	井	智	彦	
松	田	健	司	
岡		航	平	
井	上	裕	章	
田	川	陽	子	
瀧	口	健	太	
高	橋		圭	
水	谷	直	人	
平	間	將	史	
知	念	良	輝	
市	川	朝	陽	

(目次)

第1 個人番号によりデータマッチング及びプロファイリングが行われる危険性に 係る控訴人らの主張に理由がないこと	5
1 個人番号制度は、当該制度目的を超えたデータマッチングやプロファイリン グを目的としたものではないこと	5
(1) 控訴人らの主張	5
(2) 個人番号制度において予定されるデータマッチングは法令又は条例に基づ く正当な目的の範囲内で行われるものであること	5
(3) 個人番号制度はプロファイリングを目的とするものではないこと	7
2 マイキープラットフォームを利用してプロファイリングが行われることはな いこと	8
(1) 控訴人らの主張	8
(2) 被控訴人の反論	8
3 個人番号制度によってプロファイリングがなされる具体的な危険性は認めら れないこと	12
(1) 控訴人らの主張	13
(2) 被控訴人の反論	13
4 小括	14
第2 個人番号利用分野の拡大による危険性に係る控訴人らの主張に理由がないこ と	14
1 控訴人らの主張	14
2 VRSにおける特定個人情報提供は適切に実施されていること	14
(1) VRSに係る特定個人情報提供の法的根拠についての国の説明に誤りはな いこと	14
(2) VRSにおいて特定個人情報が漏洩する具体的な危険性がないこと	19

(3) 小括	21
3 控訴人らのPHRに係る主張は、PHRについての誤った理解を前提とした ものであり、理由がないこと	21
(1) 控訴人らの主張	21
(2) 被控訴人の反論	21
第3 委員会に関する控訴人らの主張に理由がないこと	23
1 番号利用法に基づく監視・監督等について	23
2 委員会が膨大な任務を負っているのに対して人員は少なすぎる旨の主張に理 由がないこと	25
(1) 控訴人らの主張	25
(2) 被控訴人の反論	25
第4 控訴人らのその余の主張に理由がないこと	27
1 DV・虐待等被害者に係る控訴人らの主張に理由がないこと	27
(1) 控訴人らの主張	27
(2) 被控訴人の反論	28
2 事故事例に係る控訴人らの主張に理由がないこと	30
(1) 控訴人らの主張	30
(2) 被控訴人の反論	30
第5 結語	30

被控訴人は、本準備書面において、控訴人ら準備書面(3)、控訴人らの2022年(令和4年)5月11日付け準備書面(4)(以下「控訴人ら準備書面(4)」という。)及び2022年(令和4年)8月24日付け準備書面(5)(以下「控訴人ら準備書面(5)」という。)における控訴人らの主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語は、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 個人番号によりデータマッチング及びプロファイリングが行われる危険性に係る控訴人らの主張に理由がないこと

1 個人番号制度は、当該制度目的を超えたデータマッチングやプロファイリングを目的としたものではないこと

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、個人番号制度は「データマッチングを目的とした制度」であり(控訴人ら準備書面(5)17ないし20ページ)、個人番号は、個人に関する情報を「確実にデータマッチング(名寄せ・突合)」するための「インデックスとして機能」しており、その上で、個人番号を用いた「データマッチング、プロファイリングという、新たな「利用方法」により、「個々の情報の価値を超えた、新たに重要な、例えば「個人の内面に関わるような」価値」を生み出す点を原判決は看過しているなどと主張する(控訴人ら準備書面(5)8及び9ページ)。

(2) 個人番号制度において予定されるデータマッチングは法令又は条例に基づく正当な目的の範囲内で行われるものであること

ア しかしながら、以下のとおり、個人番号制度は、法令又は条例に基づく正当な目的の範囲を超えてデータマッチングをすることを目的とするものではない。

すなわち、個人番号制度は、法令又は条例に基づき、行政運営の効率化、

公正な給付と負担の確保、国民の利便性の向上を図ることをその目的としており、当該目的を達成するために、個人番号を用いて個人の特定を確実にかつ迅速に行うという手段をとっている。この限りにおいては、個人番号を用いてデータマッチングが行われるが、当該目的を超えてデータマッチングを行うことを目的とするものではない。

控訴人らは、個人番号制度について、勤務先や預貯金額等を例示しつつ極めて秘匿性の高い情報が個人番号と紐づけられ、また、将来的には病名等も紐づけられる予定であるなどと主張するが（控訴人ら準備書面(5) 19ページ）、個人番号制度によって紐づけられ、情報連携が行われる個人情報には勤務先や預貯金額といった情報は含まれていない。特定個人情報の連携は飽くまで法令等の規定に基づき行われるものであって、控訴人らの上記主張は、あたかも個人番号制度が、特定個人情報の収集、利用、保管及び提供等を無限定に行い得るものであるかのように説明するものであり、上述した個人番号制度の目的について正解しないものであって理由がない。

イ また、個人番号制度は、制度設計時において、個人番号を用いた情報連携で、住基ネットが行わないこととしているデータマッチングを行うことが可能となることから、一層高度の安全性を確保することが求められたため、番号利用法においては、目的を超えたデータマッチングが行われることのないよう、罰則を重くするなど、住基法よりも厳しい個人情報保護措置が採られていることからしても（控訴答弁書13ないし19ページ）、個人番号制度においては、控訴人らが主張するような、正当な目的の範囲を超えるデータマッチングを行うことは予定していないといえる。

なお、控訴人らは、国税庁が情報提供ネットワークシステムに接続していない理由について、「国民等の税情報（所得情報）は、地方自治体が保

有する地方税情報を利用することとされているからのようである。」と主張する（控訴人ら準備書面(5)19ページ）。しかしながら、国税庁は、個人番号制度創設前から、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従って安全措置が講じられたシステムを実稼働させていた。そのため、二重のシステム投資を避けるという観点から、別の電子情報処理組織を使用して、情報提供ネットワークシステムに接続していないにすぎず、控訴人らの上記主張は誤解に基づくものである。

(3) 個人番号制度はプロファイリングを目的とするものではないこと

一方、控訴人らの主張するところの「プロファイリング」の意味については必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、データマッチングを行った先にあるものと考えられるところ、前記(2)イで述べたとおり、そもそも正当な目的の範囲を超えるデータマッチングを行うことは予定していないし、個人番号制度は、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保、国民の利便性の向上をその目的とし、当該目的を達成するために、個人番号を用いて個人の特特定を確実にかつ迅速に行うものであるから、行政機関等において個人の分析又は予測といったプロファイリングを行うことをその目的とするものではないことは明らかである。前記(1)のとおり、個人番号制度によって、行政機関等が法令又は条例に基づく事務の処理に不必要な情報を無限定に収集することが可能となるものではなく、また、個人番号制度に基づいて収集が行われることになる個人情報、いずれも個人番号制度の導入前から行政機関等において、個人番号を用いた情報連携以外の手段を用いて収集が行われてきたものであることからすると、個人番号を利用して行政機関が自らプロファイリングを行うという控訴人らの主張の前提には誤りがあり、控訴人らは具体的な事実を前提としない抽象的なプライバシー侵害のおそれを指摘しているにすぎない。

2 マイキープラットフォームを利用してプロファイリングが行われることはないこと

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、個人番号カードの電子証明書の発行番号やマイキーIDが個人番号と同等の個人識別符号であり、個人番号と同様に個人を確実に識別する機能を有するとした上で（控訴人ら準備書面(3)12ないし17ページ、控訴人ら準備書面(4)21ページ、控訴人ら準備書面(5)43及び44ページ）、電子証明書の利用を規制する条項は番号利用法にはなく、民間事業者が「電子証明書の発行番号と紐付けたデータベースを構築すること」は法律により制限されておらず、電子証明書の発行番号と各種IDについて「番号法による個人番号の利用制限のような法的規制は存しない」ため、電子証明書の発行番号や各種IDと、様々な個人情報とが紐づけられることになるから、プライバシー侵害の危険性が高く、上記法的規制をとらない番号利用法及びこれに基づく個人番号制度は違憲である旨主張する（控訴人ら準備書面(3)14ないし20ページ、控訴人ら準備書面(5)43及び44ページ）。

また、控訴人らは、クレジットカードによる購買歴を例示して、「マイキープラットフォームに個人の様々な情報が集約されることになれば、本人の意図しないところで情報が利用され、プロファイリング等される危険が生じることになる」と主張する（控訴人ら準備書面(4)21ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 電子証明書の発行番号及びマイキーIDは個人番号と同等の個人識別符号とはならないこと

電子証明書は、オンライン上での本人確認又は本人認証に用いるものであり、署名用電子証明書については電子署名を行った者を特定するために4情報（氏名、住所、性別、生年月日）及び署名用電子証明書の発行の番

号が、利用者証明用電子証明書については電子利用者証明を行った者を認証するために利用者証明用電子証明書の発行の番号が、それぞれ記録されている（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。乙64）7条、26条。乙65・13及び17ページ）。

この点、個人番号が、全住民に付番され、原則、生涯不変の番号であり、他の識別子に比べ個人を特定する機能が強いのに対し、電子証明書の発行の番号は、申請者本人からの申請を受けて発行される電子証明書に記録されるものであって、通常他人の目に触れるものではなく、かつ、電子証明書が新たに発行されるたびに変更されるものである。また、マイキーID^{*1}についても、電子証明書の発行の番号と同様、申請者本人からの申請を受けて発行されるものであって、通常他人の目に触れるものではなく、かつ、申請者の任意によりその改廃が可能なものである（乙66・1及び2ページ）。そして、このような差異に鑑み、個人番号については、その利用や特定個人情報の提供が可能な場合を番号利用法に規定する場合に限定する等、法制度上又はシステム技術上の保護措置を講じているものである。

したがって、電子証明書の発行の番号及びマイキーIDが個人番号と同視されるべき個人識別符号であるとの控訴人らの主張は失当である。

イ 電子証明書の発行番号にも必要な規制がかけられていること

*1 マイキーIDとは、個人番号カードのマイキー部分（ICチップの空き領域と公的個人認証の部分）のうち、公的個人認証サービスに対応して、デジタル庁が運営するマイキープラットフォーム等のサービスを利用する者が任意で作成し、一意性が確保されたIDであり、マイキープラットフォームに登録されて活用されるものをいう（マイキープラットフォーム利用規約（乙66）1条、2条2号、3号）。

その上で、電子証明書の発行の番号については、番号利用法2条8項に規定する広義の個人番号に該当せず、番号利用法の規制にはかからないが、他の機関の電子計算機システムや他の個人情報ファイルとの結合によって、特定の個人に係るあらゆる個人情報を集積することができないよう、公的個人認証法において、必要な規制がかけられている。

具体的には、まず、公的個人認証法63条1項は、機構、署名検証者等、署名確認者又は利用者証明検証者（以下、機構を除く3者を併せて「検証者等」という。）以外の者が、業として、電子証明書の発行の番号が記録されたデータベースであって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成することを禁じている。また、同法52条及び53条は、検証者等に対し、電子証明書の発行の番号を含む、機構から受領した電子証明書失効情報等（受領した署名用電子証明書失効情報等につき50条1項、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等につき51条1項、35条、30条）について、利用者が行った電子署名又は電子利用者証明について当該利用者が当該電子署名又は電子利用者証明を行ったことの確認以外の目的での利用・提供を禁止している。さらに、民間事業者が署名検証者又は利用者証明検証者となろうとするときは、同法17条1項6号の規定による主務大臣の認定を受ける必要があるが、当該認定に関し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号。乙67）9条2号、同施行規則（平成15年総務省令第120号。乙68）28条3号へに基づき総務省が示している技術的基準により、電子証明書の発行の番号の外部提供は禁止されている（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）31条3号。乙69）。

加えて、控訴人らが控訴人ら準備書面(3)（17ページ）において指摘

する新旧の電子証明書の発行の番号の紐づけについては、公的個人認証法45条1項各号に掲げる場合を除き、旧電子証明書の発行の番号を含む認証業務情報を利用・提供することができない。

以上のとおり、電子証明書の発行の番号は、公的個人認証法において、その管理・利用について必要な規制がかけられているのであるから、番号利用法の規制を一切受けないことで、様々な個人情報と紐づけられ、プライバシー侵害の危険性が高いとする控訴人らの主張は失当である。

また、控訴人らは、電子証明書の発行の番号は、民間でも利用が可能であるから、漏洩等が生じやすい情報であると主張するようである。しかしながら、検証者等は、利用者から電子証明書の送信を受けると、公的個人認証法18条1項若しくは2項又は37条1項若しくは2項の規定に基づいて機構から提供を受けた電子証明書の失効情報と照合することにより、電子証明書の有効性を確認することとなるが、民間事業者が機構から電子証明書の失効情報の提供を受けるためには、公的個人認証法17条1項4号ないし6号の規定（同項4号については、さらに電子署名及び認証業務に関する法律4条1項及び8条）により、利用者から送信された電子証明書や機構から民間事業者に提供される電子証明書失効情報等を安全に利用・管理するために必要な体制及び設備の基準を満たしていることについて、主務大臣の認定を受けている必要があることから、電子証明書の発行の番号について、民間事業者でも利用が可能であることをもって、漏洩等が生じやすい情報であるとする控訴人らの主張は失当である。

ウ マイキーIDは、利用者本人の申請に基づいてのみマイキープラットフォームにおいて他サービスのIDと紐づけられるものであり、マイキープラットフォームに保存されている情報も限定的であること

マイキーIDについても、電子証明書の発行の番号と同様、番号利用法

2条8項に規定する広義の個人番号に該当せず、番号利用法の規制にはかからない。しかし、マイキーIDはマイキープラットフォームのデータベースにおいて管理され、申請者本人の申請に基づいてのみマイキープラットフォームにおいて他サービスのID等と紐づけられるものである。また、マイキープラットフォームから当該他サービスのシステムへと外部提供が行われるものでもない(乙66・1及び2ページ)。

さらに、マイキープラットフォームにおいては、マイキーIDや決済サービスID等の管理は行っているものの、控訴人らが指摘するようなクレジットカードによる購買歴等の決済サービスの情報は保存されておらず、行政機関が無限定に情報をマイキープラットフォームに集約するものとはされていない。このことは、マイキープラットフォーム利用規約(乙66)において、マイキープラットフォームを利用する事業ごとに、誰に何の情報を提供するかについて、「本システム利用者が同意する事項」として個別に列挙されていること(7条、8条及び9条)、控訴人らが指摘するような決済サービスの情報がこれに含まれていないことから明らかである。

以上のとおり、マイキープラットフォームにおいては、マイキーIDや決済サービスID等の管理は行っているものの、控訴人らが指摘するようなクレジットカードの購買歴等の決済サービスの情報は保存されていない上、利用者本人がプライバシーポリシー及び利用規約に同意しない限り、マイキープラットフォームを利用することはできないのであるから、本人の意図しないところで情報が利用されるという控訴人らの主張には理由がない。

3 個人番号制度によってプロファイリングがなされる具体的な危険性は認められないこと

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、「現代社会におけるプライバシーに対する危険性は、決して「漏えい」等にだけあるのではなく、「個人情報（中略）のデータが名寄せ突合（データマッチング）されることにより個人がプロファイリングされることが問題である（控訴人ら準備書面(3)10ページ）とし、「行政機関は、（中略）民間を遙かに上回る精度で個人のプロファイリングをすることが技術的に可能となる」ことから、「プライバシー権や人格権に対する侵害は、単なる情報結合を超えた重大なものとなる」と主張する（控訴人ら準備書面(5)46及び47ページ）。

(2) 被控訴人の反論

前記1(2)及び2(2)で述べたとおり、個人番号制度のみならず、公的個人認証の制度やマイキープラットフォーム等のシステムについても、行政機関等においてプロファイリングを行うことを目的としているものではないから、行政機関等がこれを行うことを前提とする控訴人らの主張は、当該制度等の目的の理解を誤るものというほかない。

以上のとおり、控訴人らの主張の前提（公権力が自らプロファイリングを行うこと）に誤りがあるというべきであるが、その点を一旦おき、行政機関等が、個人番号制度の目的を超えたデータマッチングや、プロファイリングを行う危険性は具体的なものではなく、また、個人番号制度等の導入によって、控訴人らが主張するような行政機関等によるデータマッチングやプロファイリングの危険性が高まるものでもないことは、従前から被控訴人が主張しているとおりでである（控訴答弁書13、14ページ及び17ないし19ページ）。この点については、原判決も個人番号及び特定個人情報が流出したり、漏洩したりしないような対策が制度的に講じられており、個人情報の流出等によりデータマッチングが行われる危険性は極めて小さいと正当に判示

している（原判決66ないし71ページ）。

4 小括

以上のとおり、プロファイリングの危険性に係る控訴人らの主張には理由がない。

第2 個人番号利用分野の拡大による危険性に係る控訴人らの主張に理由がないこと

1 控訴人らの主張

控訴人らは、「日本の「デジタル化」は、個人番号（マイナンバー）制度をインフラとして活用すること」（控訴人ら準備書面(4)3ページ）が前提とされているとした上で、ワクチン接種記録システム（Vaccination Record System。以下「VRS」という。）や、個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康・医療等情報を電子記録として、本人や家族が正確に把握するための仕組みであるパーソナル・ヘルス・レコード（以下「PHR」という。）を例に挙げて、個人番号の利用分野や電子証明書の利用が拡大することにより、「個人のプライバシーや人格権を侵害するおそれが非常に高くなる」などと主張する（控訴人ら準備書面(3)20ないし25ページ、控訴人ら準備書面(5)41ないし47ページ）。

2 VRSにおける特定個人情報提供は適切に実施されていること

(1) VRSに係る特定個人情報提供の法的根拠についての国の説明に誤りはないこと

ア 控訴人らの主張

控訴人らは、VRSにおける他市町村の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の予防接種の接種記録の確認のために、特定個人情報の提供が番号利用法19条16号を根拠

として行われることについて、「個人番号を使用する必要性は全くなく、従前のシステム（各自治体が保有する住民基本台帳や予防接種台帳のシステム）の活用で足りた」、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）55条による改正後の番号利用法（以下、本書面においては、単に「番号利用法」という。）「19条16号が定めるような特定個人情報の提供の必要性はなく、情報提供ネットワークシステムを使用する暇がないほどの緊急の必要も認められない」などとして、同条16号をVRSにおける特定個人情報の法的根拠とすることはできない旨主張する（控訴人ら準備書面(3)23ないし25ページ）。

また、控訴人らは、転入先の市町村が接種記録を照会するに当たり、「本人の同意を得る事が困難であるとは一般的にはいえない」から、同条の「本人の同意を得ることが困難であるとき」に当たるとして本人の同意を得ずとも接種記録を照会できるとするVRSの運用は、番号利用法19条柱書きに違反し、同条柱書きが定める特定個人情報の提供制限の原則は無意味となり、番号利用法自体が憲法13条に違反する旨主張する（控訴人ら準備書面(3)24及び25ページ）。

イ 被控訴人の反論

(7) VRSにおいて他市町村の新型コロナウイルスの接種記録の照会時に個人番号を利用することは、高い必要性と緊急性があり、番号利用法19条16号に基づいていること

従来の予防接種の接種記録の仕組みでは、予防接種の接種情報は、予防接種を実施した医療機関からの予診票の情報を基に、自治体の予防接種台帳に記録されるのが一般的であり、予診票が自治体に届き、接種情報を予防接種台帳に記録されるまでに2ないし3か月かかる場合がある

ことが判明していた（甲107・3ページ）。

しかし、新型コロナワクチンの予防接種については、多数の接種対象者につき、短期間で複数回の接種を実施することが必要であったため、個人単位の接種者情報及び接種記録情報を全国の市町村において逐次把握できるようにする必要があった。

そこで、個人単位の接種者情報及び接種記録情報を全国の市町村において逐次把握できるようにするとともに、市町村が接種記録を管理に利用できるようにしたのが、国が整備したシステムであるVRSである（甲107）。VRSには、市町村や新型コロナワクチン接種を実施する医療機関等によって、新型コロナワクチン接種後に逐次で接種記録情報が登録されている（甲107・6ページ、甲108・4ページ）。

これにより、市町村が、当該市町村の住民の接種記録を逐次で確認できることはもちろん、住民の転入時に当該住民の転出元の市町村における接種状況を確認するに当たり、VRSにおいて、逐次で他市町村の接種記録を照会することが可能となったものである。

そして、転出元の市町村における接種記録の照会時には、必要に応じて個人番号を提供して照会することとしているが、これは、人の生命・身体に関わる新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があるとして、新型コロナウイルス感染症の予防接種を実施するに当たり、短期間で複数回の接種が速やかに実施できるよう、接種対象者を迅速に特定し接種券を発行するため、転入者の転出元の市町村における接種記録を迅速に照会・確認する必要があり、高い必要性・緊急性があることから、番号利用法19条16号（「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」）に基づき、実施しているものである（乙7

0・NO. I-5)。

以上に対し、控訴人らは、当該照会時に必要に応じて個人番号を利用していることについて、「自治体コードと接種券番号によって接種者ごとの唯一無二の番号として利用でき、個人番号は必要ない」（控訴人ら準備書面(3)23及び24ページ）と主張する。しかし、接種券番号は接種券の発行市町村がそれぞれ付番する番号であるため、本人が接種券番号の記載された接種券を紛失し転入先の市町村に提示することができない場合等には、転入先の市町村は、転出元が発行した接種券番号を知ることが困難となる。そのため、異なる市町村間で迅速に接種対象者を特定し接種券を発行するために、個人番号を利用して接種記録の照会・提供ができるようにする必要があるから（乙70・NO. I-2）、控訴人らの主張には理由がない。

以上のとおり、VRSにおいて特定個人情報を提供することには高い必要性と緊急性とが認められるから、VRSにおける接種記録の照会・確認について、個人情報の提供の必要性はなく、緊急の必要も認められないとして、番号利用法19条16号を特定個人情報提供の法的根拠とすることはできないとする控訴人らの主張には理由がない。

(イ) VRSにおける個人番号の利用は番号利用法19条16号の「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、その運用は番号利用法19条柱書き及び憲法13条に反しないこと

令和3年12月、新型コロナワクチンの3回目以降の追加接種の実施が決定されたところ、前記のとおり、接種券の送付のために、転出元の市町村の接種記録を照会することについて高い必要性・緊急性があり、本人の同意については、以下のとおりこれを得ることが困難であることから、番号利用法19条16号の「人の生命、身体又は財産の保護のため

めに必要がある場合において、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するとして、本人の同意を得ることなく個人番号を利用して照会することができることとした。

すなわち、新型コロナウイルス感染症対策を緊急的に検討する中において、新型コロナワクチンの3回目以降の追加接種の実施方針が逐次決定されていたのであり、追加接種の実施が決まっていない時点では追加接種のためにあらかじめ本人の同意を取得する運用を定めることは困難である。また、新たな追加接種の実施の決定後は、その対象者に対して速やかに接種券を送付する必要があるところ、新たな追加接種の実施の決定前に転入してきた者への接種券の送付については、感染対策で窓口混雑の抑制・接触制限が求められるとともに、時間的制約がある中で、接種間隔が4週間であった1回目及び2回目接種の際よりも多くの転入者が見込まれる中、接種券を送付すべき時期までに本人の同意を得ることは困難である。

また、転入者の中には1回目及び2回目接種の接種券の発行が必要になる者も含まれると考えられるところ、追加接種を実施している期間中に多くの転入者が見込まれ、転入者について、前記のとおり、感染対策で窓口混雑の抑制・接触制限が求められるとともに時間的制約がある中で、新たな追加接種の対象者と1回目及び2回目接種の対象者を区別して、1回目及び2回目接種の対象者についてのみ同意を得るとすることは困難である。

以上のとおり、新たな追加接種の接種券の送付のために転出前の市町村の接種記録を照会することに加え、新たな追加接種開始後は、1回目及び2回目の接種券の発行・送付のために転出元の市町村の接種記録を照会することについても、新型コロナウイルス感染症対策という高い必

要性・緊急性を踏まえると、番号利用法19条16号の「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するものといえる。

そのため、本人の同意を得ることなく個人番号を利用して接種記録を照会することができるとしたものであり、転出先の市町村が接種記録を照会するに当たり、本人の同意を得ることが困難であるとは一般的にはいえないとして番号利用法19条柱書きに反し、同法が憲法13条に違反するとの控訴人らの主張には理由がない。

(ウ) 小括

以上のとおり、番号利用法19条16号がVRSにおける特定個人情報の提供の法的根拠となり得るのは明らかであるから、この点に係る国の説明に誤りはない。

(2) VRSにおいて特定個人情報が漏洩する具体的な危険性がないこと

ア 控訴人らの主張

控訴人らは、VRSについて、情報提供ネットワークシステムについて従前説明してきた「①個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施、②個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施する」といった「システム上の保護措置が全く当てはまらない」とし、個人番号を利用するシステムに求められる保護措置がない又は保護措置が極めて不十分であるVRSにおいて個人番号を使用することは、特定個人情報流出の現実的危険性がある旨主張する（控訴人ら準備書面(3)20ないし22ページ）。

イ 被控訴人の反論

(ア) しかし、VRSに記録される各市町村の接種記録は、市町村ごとに論理的に区別された領域に保存されており、1つのサーバを利用していても、各市町村が別々にデータベースを管理し、他市町村のデータベースは閲覧することができない状態となっている（甲107・5及び6ページ）。

ジ、乙70・NO. I-3)。その上で、当該市町村の職員のみアクセス権限が設定されているほか、万一、外部から侵入された場合の検知・通知機能など、不正アクセスを防ぐ仕組みも構築されている（甲108・6及び7ページ）。

このとおり、VRSは分散管理の仕組みを取っているのであるから（乙70・NO. I-4）、VRSにつき個人情報を一元的に管理しているにほかならないとする控訴人らの主張には理由がない。

(イ) 次に、VRSにおける他市町村の接種記録の照会については、番号利用法19条16号に基づき、照会時に個人番号を提供して情報連携を行っている。

しかし、VRSにおける情報連携は、照会・提供がVRS内のデータベース間で行われるものであって、ネットワークを介するものではないことから、VRSにおける市町村間の情報連携の情報を第三者から傍受されるおそれはない（乙70・NO. I-5）。

加えて、VRSにおいては、情報漏洩の危険が生じないように、情報提供ネットワークシステムにおける対策も考慮した上で、通信経路における情報漏洩を防止するための暗号化処理、脆弱性を検査するための第三者機関によるセキュリティ診断、ワクチン接種記録システムに保存するデータの暗号化処理の実施、セキュリティの国際規格を取得しているクラウド基盤の利用、不正な操作を追跡調査することが可能なアクセスログの保存、VRSの各市町村の領域における接種記録データベースにおいて個人番号と接種に関する情報は直接紐づけない形で管理することなど、各種の安全管理措置を講じている（甲108・6及び7ページ）。

以上のとおり、VRSについては、他市町村の接種記録の照会時に個人番号を提供して情報連携を行っているものの、情報漏洩の危険が生じ

ないよう、情報提供ネットワークシステムにおける対策も考慮した保護措置が講じられているから、この点に反する控訴人らの主張には理由がない。

(3) 小括

したがって、VRSにおいて個人番号を利用することによって特定個人情報流出の現実的危険があるとする控訴人らの主張には理由がない。

3 控訴人らのPHRに係る主張は、PHRについての誤った理解を前提としたものであり、理由がないこと

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、PHRにおいて集められる情報は、「検診情報やレセプト・処方箋情報にとどまらず、電子カルテ等やゲノム解析結果までもが予定されている」ことを前提に、「遺伝的素因が原因となる疾病においては、(中略) 家族にも関わる情報であるといえるから、(中略) 家族等の情報コントロールが及ばない危険性」もあり、「本来加入できたはずの保険契約から排除されるなどの不利益を生じるおそれが強」く、また、医療に関する個人情報について、「プライバシー保護についての検討はほとんどなされていない」から、「PHRを推進することは、国民の自己情報コントロール権及びプライバシー権を明らかに侵害するものであって、違憲」であると主張する(控訴人ら準備書面(5)44ないし46ページ)。

(2) 被控訴人の反論

ア ゲノム解析結果がPHRにおいて集められる旨の控訴人らの主張は誤っていること

厚生労働省データヘルス改革推進本部が策定した「データヘルス改革に関する工程表」の「自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備」には、健診・検診情報、レセプト・処方箋情報、電子カルテ・介護情報等が項目

として挙げられているが（甲128・1及び2ページ）、「ゲノム医療の推進」（同・4ページ）は、上記の仕組み、すなわちPHRとは別個の施策として記載されており、PHRにおいてゲノム解析結果を収集するとはされていない。

「ゲノム医療の推進」については、「全ゲノム解析等実行計画」を着実に推進し、全ゲノム解析等の成果を患者に還元するとともに、研究・創薬に向けた活用を進め、新たな個別化医療等を患者に届けるための体制整備を進める」とされており（同・4ページ）、個人番号、電子証明書あるいはマイナポータルを利用することを前提とした議論はされていないのであるから、ゲノム解析結果がPHRにおいて集められる情報であるとする控訴人らの主張は、そもそも誤っている。

イ 本来加入できたはずの保険契約から排除されるおそれに係る控訴人らの主張に理由がないこと

控訴人らの主張は、「遺伝的素因が原因となる疾病」などの医療情報が家族間で共有され、利用されることを前提とするものと解されるが、個人情報保護法は、医療情報（病歴）を「要配慮個人情報」（同法2条3項）とし、その取扱いに特に配慮を要する情報として扱っている。そして、個人情報取扱事業者は、要配慮個人情報については、その取得や第三者提供に当たり、原則として、あらかじめ本人から同意を得なければならないとされている（同法20条2項及び27条1項）。そのため、個人情報取扱事業者は、保険契約から排除する目的で医療情報を利用することはできず、保険契約から排除される不利益を被ることにつき、具体的な危険があるとはいえない。

ウ 医療情報のプライバシー保護に係る控訴人らの主張に理由がないこと

PHRを推進するに当たっては、「民間PHR事業者による健診等情報

の取扱いに関する基本的指針（総務省、厚生労働省、経済産業省）」（乙71）が示されており、健診等情報を取り扱うPHRサービスを提供する民間事業者が遵守すべき事項が定められている。また、医療情報システムの安全管理や、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）への適切な対応を行うための、技術的及び運用管理上の観点から所要の対策を示した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）」（乙72）が定められている。

このように、PHRで扱う情報を含む個人情報の取扱いなど、事業者がプライバシーを含む個人の権利利益の保護を図るために遵守すべき事項等について指針等が示されているから、控訴人らのプライバシー保護についての検討がされていない旨の主張には理由がない。

第3 委員会に関する控訴人らの主張に理由がないこと

1 番号利用法に基づく監視・監督等について

委員会は、従前から、番号利用法に基づく監視・監督の活動方針、検査計画等を定め、これに基づいて、個人番号を取り扱う行政機関等、地方公共団体等や事業者における番号利用法及び特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン等の遵守状況を、適正に監視・監督している（令和4年3月30日付け「令和4年度個人情報保護委員会活動方針」（乙73））。

具体的には、委員会は、特定個人情報の漏洩事案その他の番号利用法違反の事案又はそのおそれのある事案につき報告を受けているところ、その件数は、平成29年度が374件、平成30年度が279件、令和元年度が217件、令和2年度が207件、令和3年度が170件である。

そして、委員会は、上記特定個人情報の漏洩事案等の報告の受付等の際し、

必要に応じて再発防止策の徹底を求めたり、再発防止策の具体的な内容の記載を求めたりするなどの指導・助言を行っているところ、その件数は、平成29年度が173件、平成30年度が87件、令和元年度が50件、令和2年度が40件、令和3年度が17件である。

また、委員会は、法令並びに「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」等の遵守状況、特定個人情報保護評価書に記載された事項の実施状況等を確認するため、行政機関等、地方公共団体及び事業者を対象として、検査計画による定期的な立入検査のほか、随時に立入検査を実施しているところ、その件数（行政機関等、地方公共団体及び事業者の合計）は、平成29年度が27件、平成30年度が85件、令和元年度が48件、令和2年度が23件、令和3年度が62件である。

そして、委員会は、上記立入検査を実施し指摘した事項について報告を求めるときの報告徴収を行っているところ、その件数は、平成30年度が95件、令和元年度が75件、令和2年度が10件、令和3年度が74件である。

これらに加え、委員会は、番号利用法29条の3第2項の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人から、毎年度、前年度において個人番号の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項の報告を受けている（以上につき、乙74の1ないし5・第2章Ⅱ第1節）。

このように、本件において争点となる控訴人らの具体的な権利利益の侵害に係る主張との関係では、委員会が、番号利用法に基づく監視・監督の活動方針、検査計画等を定め、これに基づいて、個人番号を取り扱う行政機関等、地方公共団体等や事業者における番号利用法及び特定個人情報の適正な取扱いに関す

るガイドライン等の遵守状況を適正に監視・監督していることは明らかである。

2 委員会が膨大な任務を負っているのに対して人員は少なすぎる旨の主張に理由がないこと

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、委員会が「広範で重要な任務を負担するようになった」ものの、「極めて広大で重大な任務に比して、その人員は少なすぎると言わざるを得」ず、「委員会が適切な監視・監督を行っていることが証明されない限り、控訴人らの特定個人情報の安全性は担保されていないと言わざるを得ない」などと主張する（控訴人ら準備書面(3) 26及び27ページ、控訴人ら準備書面(5) 48及び51ないし53ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 委員会が、従前から、番号利用法に基づく監視・監督の活動方針、検査計画等を定め、これに基づいて、個人番号を取り扱う国の行政機関等、地方公共団体等や事業者における番号利用法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の遵守状況を適正に監視・監督していることは、前記1で述べたとおりである。

そして、このように適切に監視・監督を行うとの委員会の方針は、今後変わるものではない（乙73・6及び7ページ）。

イ また、委員会の機構定員は必要な配置がなされており、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督活動を引き続き適正に行うことができることは、明らかである。

すなわち、令和2年法律第44号並びにデジタル社会形成整備法50条及び51条による個人情報保護法の改正によっても、委員会の番号利用法に関連する業務は追加されておらず、一方で追加された業務については、

それに伴う機構定員の増員がなされている。

令和2年度以降における委員会における機構について、令和2年度は、審議官1人、参事官1人及び企画官1人が、令和3年度は企画官1人が、令和4年度は参事官1人及び企画官1人がそれぞれ追加で設置され（乙75の1ないし3）、令和4年度においては、事務局長1人、次長1人、審議官1人、政策立案参事官1人、総務課長1人、参事官5人、企画官10人、調査官1人が設置されている（乙61及び62）。また、定員については、令和元年度末が131人、令和2年度末が139人、令和3年度末が148人、令和4年度の定員が令和4年6月30日までは194人、同年7月1日以降は195人であるところ（被控訴人第3準備書面5ページ。令和4年度の定員につき乙63）、令和2年法律第44号及びデジタル社会形成整備法50条による改正後の個人情報保護法が施行された令和4年4月1日時点では、令和元年度末との比較で63人もの増員となっている。特に令和4年度の機構定員については、官民一元化される個人情報保護制度の円滑な施行等のための体制整備等、所要の体制整備を実施するために機構定員の増員が認められており（乙75の3）、同増員が、上記個人情報保護法改正に対応した増員であることは明らかであって、同増員により増加した委員会の任務を実施することとなるから、委員会における特定個人情報の取扱いに関する業務への支障は何らない。

ウ 実際にも、「令和4年度の実地調査及び立入検査計画」（乙76）において、令和4年度における番号利用法に基づく立入検査実施予定数は約65件となっている。これは業務量増大前の令和3年度以前の水準（前記1）と比較し、全く遜色ないものであるどころか、むしろ若干増加している。さらに、委員会は、漏洩等事案の報告、苦情あっせん窓口に寄せられた情報等を踏まえ、必要に応じ、随時に立入検査を実施する予定である。

なお、委員会は、権限行使の観点から高い独立性と政治的中立性を有する独立規制機関であり、地方公共団体における特定個人情報の取扱いや民間事業者における個人情報の取扱いに係る知見を有し、国際的制度調和や海外のデータ保護機関との執行協力等を担う機関でもあるところ前記イで述べたとおり、人員の増員等デジタル社会形成整備法51条による改正後の個人情報保護法の全面施行に向けて十分な体制整備は行われている。よって、このような委員会の役割及び体制を踏まえると、特定個人情報のみならず個人情報の保護に関する制度的担保は十分になされているといえる。

エ 以上のとおり、控訴人らの前記(1)の主張は、何ら根拠がない独自の見解に基づくものであるから、理由がない。

第4 控訴人らのその余の主張に理由がないこと

1 DV・虐待等被害者に係る控訴人らの主張に理由がないこと

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがあるものを含む。以下、併せて「DV・虐待等被害者」という。）を例に挙げて、「個人番号制度における情報連携及びマイナポータルの各システムの仕様は、個人番号制度と同じく、全員一律参加を前提として設計されたシステム」となっており、かかるシステムの導入は、「住所等を知られることで生命・身体の危険が発生するDV等被害者のことを何ら考慮しないもの」であり、「プライバシー・バイ・デザインのコンセプトを無視した構造的な欠陥」といえ、国民の自己情報コントロール権、人格権、プライバシー権等の権利を脅かすものであると主張する（控訴人ら準備書面(4)22ないし25ページ）。

(2) 被控訴人の反論

ア 原審被告第2準備書面（11ページ）及び原審被告第4準備書面（9ページ）で述べたとおり、そもそも、「プライバシー・バイ・デザイン」については、現時点において、我が国の個人情報保護制度上、明確な法的根拠があるわけではなく、これに依拠する控訴人らの主張は、その前提において失当である。

イ その点をおくとしても、地方公共団体の受付窓口等を通じてDV等被害者の住所・居所情報が加害者側に漏洩する危険性は個人番号制度特有のものではないものの、個人番号制度においては、その漏洩の危険性を低減するために各種措置を講じており、各地方公共団体等において適切な運用が行われている。

すなわち、国は、DV・虐待等被害者の避難先の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報については、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し得るものであることから、各地方公共団体に対し、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグ（以下、併せて「不開示コード等」という。）の適切な設定を行うよう周知している（乙77の1・1枚目）。

そして、情報連携に当たっては、自治体中間サーバーにおいて、情報照会者又は情報提供者のいずれか1者が「不開示」の設定を行った場合には、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムの3者で保有する情報提供等記録が全て「不開示」として整合する仕組みを備えている（乙77の1・5枚目）。

また、自動応答不可フラグが設定されている者については、マイナポータルで自己情報表示を行っても「回答内容なし」が応答され、特定個人情報の内容が表示されない仕組みとなっている（乙77の1・4枚目）。

さらに、団体内統合宛名番号（各市町村が独自に住民に付番している個人を一意に特定できる番号）単位で不開示該当フラグを設定すると、当該個人の全特定個人情報が「不開示」になることから（乙77の1・7枚目）、情報連携の対象となるDV・虐待等被害者に係る新たな事務が追加され、DV・虐待等被害者が、その都度、避難先市町村に不開示申出をしなかったとしても、DV・虐待等被害者の情報が加害者に伝わることはない。そのため、DV・虐待等被害者が個人番号を利用する事務が新たに追加されたことを知らず、不開示申出をしないままとなっていたとしても、DV・虐待等被害者が知らないうちに、新たに個人番号と連携した情報が加害者に知られることはない。

したがって、不開示コード等の設定による対応はDV・虐待等被害者を危険にさらしているとの控訴人らの主張には理由がない。

以上のシステム技術上の措置に加え、国は各地方公共団体等に対し、加害者の下から避難先市町村に避難しているDV・虐待等被害者が、不開示コード等の設定を申し出た者において、設定対象者に当たるかを各市町村において判断し、不開示コード等を設定するといった基本的な対応の周知を行っている（乙77の1・2枚目）。また、国は、DV・虐待等被害者に対する対応について全ての情報連携事務所管課に周知徹底を行うこと、不開示コード等の設定対象者の情報共有の手段やルート等について検討すること、各行政機関の窓口での対応にばらつきが生じないように、各行政機関内において具体的事例について共有を図ることといったDV・虐待等被害者に対して遺漏なく対応ができるような体制作りについても助言している（乙77の1・3枚目の3）。さらに、国は、DV・虐待等被害者であって、加害者の下から避難先市町村に避難している者に明らかに該当している者については、不開示コード等の設定の申出の有無や住民票の異動の有

無にかかわらず、不開示コード等の設定対象者とするよう周知するなど、DV・虐待等被害者のプライバシーを最大限に保護できるような運用を行っている（乙77の1・2枚目の1及び乙77の4・2枚目の3）。

ウ 以上のとおり、「プライバシー・バイ・デザイン」については明確な法的根拠があるわけではないことに加え、DV・虐待等被害者への対応について、システム技術上の措置やDV・虐待等被害者に対する適切な運用等が実施されているのであるから、控訴人らの主張には理由がない。

2 事故事例に係る控訴人らの主張に理由がないこと

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、「最近だけでも、重大な漏洩事故が立て続けに発生している」として、個人番号制度には「具体的な危険」があると主張するようである（控訴人ら準備書面(5)14及び15ページ）。

(2) 被控訴人の反論

原審被告第2準備書面（17ページ）で述べたとおり、住基ネット訴訟最高裁判決がいう「システム上の欠陥等」とは、外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏洩する具体的な危険を生じさせるようなシステム上の欠陥をいうところ、控訴人らが指摘する事故事例における情報漏洩の事案は、担当する職員等の行為に起因するものであり、番号制度のシステム上の欠陥又は法制度上の不備に起因するような「具体的な危険」ではないから、控訴人らの主張は失当である。

第5 結語

以上のとおり、控訴人らの主張はいずれも理由がないから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以 上